

南砺市は「始める皆さま」を全力でバックアップします。

南砺市では次のようなサポート体制をご用意しています。令和5年度以降は、増設を新規立地と同様に扱うなど、ご利用しやすい制度となりました。

企業立地奨励事業

業種	対象経費	新增設区分	投下固定資産額	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
製造業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置)	新規立地 増設	3千万円以上 (山村地域 1千万円以上)	1人以上 (大企業3人以上)	10%	1億円
		新規立地 増設	5億円以上	10人以上	10%	2億円
				60人以上		5億円
			50億円以上	10人以上		5億円
				100億円以上		100人以上
ソフトウェア業 情報サービス業 デザイン業 インターネット附随サービス業 映像・音声・文字情報制作業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置・コンピューター等)	新規立地 増設	1千万円以上	1人以上	10%	1億円
		新規立地 増設	5千万円以上	10人以上	10%	1億円
				60人以上		2.5億円
			50億円以上	10人以上		2.5億円
				100億円以上		100人以上

…県要綱に該当するもの

物流業務施設立地奨励事業

業種	対象経費	新增設区分	投下固定資産額	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
製造業 道路貨物運送業 倉庫業、こん包業 卸売業、小売業	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置)	新規立地 増設	3千万円以上 (製造業以外又は山村地域は1千万円以上)	1人以上 (大企業3人以上)	5%	5,000万円
		新規立地 増設	5億円以上	10人以上	5%	1億円

…県要綱に該当するもの

公有財産等活用奨励事業

要件	対象経費	新增設区分	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
以下のいずれにも該当 1) 公有財産及び南砺市不動産バンクに登録された物件の取得 2) 企業立地奨励事業及び物流業務施設立地奨励事業の適用を受ける	建物・用地の取得に要する経費	新規立地 増設	1~3人	15%	3,000万円
			4~9人	20%	7,000万円
			10人以上	30%	1億円

本社機能施設等への助成について

対象施設	対象経費	区分	投下固定資産額	新規雇用従業員数	助成率	助成限度額
調査及び企画部門 情報処理部門 研究開発部門 国際事業部門 情報サービス事業部門 その他管理業務部門	用地・建物 償却資産 (建物附属設備・構築物・機械及び装置、器具及び備品)	県内移転	5千万円以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	5%	1億円
		県外からの 移転	5千万円以上	5人以上 (中小企業は1人以上)	10%	5億円
			100億円円以上	60人以上	10%	30億円

…県要綱に該当するもの

左記及び上記の支援事業と併せて、以下の要件をみたす工場等の新設や増設の場合にも各種助成をご用意しております。

事業名	対象経費等	要件	助成割合	助成限度額
工場環境等整備事業	環境の整備に要する経費 ①環境施設（廃棄物処理施設・排水路・緑地・ため池等） ②地域の特殊性に対応するための施設、設備及び機器（消融雪施設・除雪機械等）	①【企業立地奨励事業】及び【物流業務施設立地奨励事業】の要件の内、新規立地で、かつ新規雇用従業員数が30人以上 ②【企業立地奨励事業】及び【物流業務施設立地奨励事業】の適用を受けること	①対象経費の2/3又は、新規雇用従業員数×20万円のいずれか低い額 ②対象経費の1/3	①6,000万円 ②300万円
雇用創出事業	市内に住所を有する新規雇用従業員数 (新たに市民となった既雇用従業員を含む)	【企業立地奨励事業】及び【物流業務施設立地奨励事業】の適用を受けること（雇用保険の被保険者であること）	1人につき30万円（新規10人以上の場合は1人につき50万円）	2,500万円
情報通信整備奨励事業	光ケーブル等の高速通信回線の接続整備に要する引き込み工事費	引き込み工事費が50万円以上となること	50%	200万円
本社立地奨励事業	①新たに市民となった従業員 ②本社移転に伴う事務的経費（法人登記、印刷物等）	市内に本社立地・移転（要登記）	①1人につき30万円 ②本社移転に伴う事務的経費の全額	①1,500万円 ②50万円